

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

コロナ禍に対応して駅前街区をセットバックして
歩道と外周道路を増やしたらどうですか。

意見記入欄

開発予定の道路計画では、一方通行と2.75mの道路幅で何とか、渋滞を減少させようとしていますが、駅前街区内だけで無理やりしても、周辺道路を広げず一方通行による車両が周辺道路にあふれて渋滞はさらにひどくなります。歩道を広げ、緑地帯を設け、道路を広げる都市開発をすべきです。

現在の三密設計にこだわるべきではありません。コロナ感染は今後ワクチンや特效薬ができて、インフルエンザのように50年~100年続く可能性がおおきいのです。

都市再開発は、採算が合うように建物を敷地一杯に建てることではなく、住む人、利用する人がいかに快適に過ごせるかと時代は変わってきています。

そのような住空間を創り出すことが、開発業者・東急のためにでもあり、田園調布という都市の誕生にかかわった会社の原点に返ることでもあるとかがえます。

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に「__枚中__枚目」と全体の枚数を記載してください(例: 3枚中1枚目)。

提出期限 令和2年8月12日(水)まで(郵送の場合は当日消印有効)